

公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項の規定による中間前金払の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(中間前金払対象工事と経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（以下「工事」という。）で、1件の請負代金額が130万円以上の土木建築に関する工事とし、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 既に四街道市財務規則規則第71条第3項に規定する前金払（以下「前金払」という。）を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第3条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内（債務負担行為に係る契約にあたっては、各年度ごとの出来高予定額の10分の2以内）とする。ただし、中間前金払と前金払の合計額は、請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の端数計算)

第4条 この要領に基づき中間前金払する場合における中間前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払の支払いを受けようとする請負者は、中間前金払に係る「中間前金払認定申請書」（別記第1号様式）と併せて、認定資料として「工事履行報告書」（別記第2号様式）及び工程表を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の中間前金払認定請求書の提出がされたときは、工事履行報告書等により第2条に定める要件を満たすものであるかの確認を行い、当該確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（別記第3号様式）を請負者に交付するものとする。
- 3 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から概ね7日以内に認定結果を通知するものとする。

(中間前金払の支払い)

第6条 前条の認定を受けた請負者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、請求書に中間前金払に関する保証事業会社の保証証書を添えて提出しなければならない。

2 中間前払金の支払時期は、請求書を受けた日から14日以内に行うものとする。

3 中間前払金の支払いは、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(工事等の内容の変更に伴う中間前払金の増減)

第7条 中間前払金を支払った後、工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額した場合においては、増額後の請負代金額に請負代金額に第3条に規定する割合を乗じて得た額から既に支払った中間前払金額を差し引いた金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができるものとする。この場合において、中間前金払の申請及び支払いの方法は、第5条及び第6条の規定を準用する。

2 中間前払金を支払った後、契約内容の変更により、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、既に支払った前払金の額と中間前払金の額が変更後の請負代金額の10分の6を超えるとときは、当該超過額を契約変更の協議が成立した日からこれを30日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りではない。

(中間前払金の使途制限)

第8条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることができない。

(義務違反等による中間前払金の返還)

第9条 中間前金払を受けた者が、次の各号に一に該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(中間前金払対象外工事)

第10条 次の各号に定める工事は、中間前金払の対象としないものとする。

- (1) 四街道市低入札価格調査実施要領に基づき低入札価格調査を行った工事
- (2) 当該工事に関し、部分払いの設定がされている工事
- (3) その他、前払金を当該工事に必要な経費以外の支払いに充てていることが判明した場合等、中間前金払することが不適当な特別な事由がある工事

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

中間前金払認定請求書

四街道市長 様

請負者 住所
氏名 印

次の工事について、中間前金払の請求をしたいので、中間前払金の支払対象者に該当することを認定されたく請求します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

*契約変更があった場合は変更後の工期

4 請負代金額 金 円

*契約変更があった場合は変更後の金額

添付書類 工事履行報告書 (第2号様式)

工 事 履 行 報 告 書

四街道市長 様

請負者

住所
氏名

印

工 事 名					
工 事 場 所					
工 期	年 月 日 から		年 月 日 まで		
請負代金額					
前金					
実 施 工 程 調 査 日	年 月 日				
工 種	構 成 比	予 定 工 程	実 施 工 程	出 来 高 金 額	備 考
	%	%	%	円	
小 計	100.0%				
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額					
合 計 金 額					

注1 構成比は直接工事費に占める各工種の工事費の割合を、予定、実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に構成費相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。なお、記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。

中間前金払認定書

(請負人)

様

四街道市長

印

次の工事について、その進捗等を調査したところ、中間前払金の支払対象者に該当することを認定します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

* 契約変更があった場合は変更後の工期

4 請負代金額 金 円

* 契約変更があった場合は変更後の金額

5 中間前払金額 金 円 (年 月 日現在)
(支払限度額)

中間前金払不認定書

(請負人)

様

四街道市長

印

次の工事について、その進捗等を調査したところ、次の理由により中間前払金の支払対象者に該当することを認定しません。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

*契約変更があった場合は変更後の工期

4 請負代金額 金 円
*契約変更があった場合は変更後の金額

5 認定しない理由